

## 森林環境保全基金事業 第3期計画について

### 1 検討経緯

#### ① 山梨県森林環境保全基金運営協議会

・令和2年12月22日（火）恩賜林記念館大会議室

「森林環境保全基金事業第3期計画に向けた検討について」

・令和3年7月27日（火）恩賜林記念館大会議室

「森林環境保全基金事業第3期計画の方向性について」

・令和3年10月26日（火）恩賜林記念館大会議室

「森林環境保全基金事業 第3期計画素案について」

・令和3年12月23日（木）恩賜林記念館大会議室

「森林環境保全基金事業 第3期計画について」

#### ② 山梨県森林審議会

・令和3年11月1日（月）恩賜林記念館大会議室

#### ③ 「森林環境保全基金事業 第3期計画（素案）」に係る市町村担当者会議

・令和3年11月10日（水）恩賜林記念館大会議室

#### ④ 「森林環境保全基金事業 第3期計画（素案）」に係る県民説明会 （　）参加人数

・令和3年11月12日（金） 峡南管内（西八代合庁）（42名）

・令和3年11月12日（金） 富士東部管内（南都留合庁）（52名）

・令和3年11月17日（水） 峡東管内（東八代合庁）（41名）

・令和3年11月17日（水） 中北管内（北巨摩合庁）（45名）

<計180名>



## 2 県民説明会等における主な意見・質問等

### 荒廃森林再生事業について

- ・「荒廃した人工林を間伐し、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に誘導」とは、具体的にどういう意味か。

→ 森林所有者による手入れが行き届かず過密状態（収量比数 0.85 以上、形状比 90 以上）\*となっている荒廃した人工林を間伐することにより、林内に光を入れ広葉樹の侵入や稚樹の成長を促し、針葉樹と広葉樹が入り混じった多様な林齢や樹種からなる健全な森林に誘導することである。

\* 収量比数：立木の混み具合の指標。値が高いほど過密な状態。

形状比：樹高を胸高直径で割った比率。値が高いほど気象害などに弱い。

- ・森林化した農地などで事業を実施できないか。

→ 現況が森林化した農地の場合、農業委員会による非農地証明が発行された箇所は対象となり、地域森林計画に編入した上で事業を実施することができる。

- ・国補事業は森林経営計画の作成が必要であるため手間が掛かる。県税事業のみで森林整備を進めたらどうか。

→ 4期20年で19,000haの荒廃森林を解消する目標を達成するため、県税事業の実施によってより多くの荒廃森林の整備が進むよう国庫補助金も活用している。

- ・税事業を実施した森林について、20年間皆伐等の行為を制限されることとなるが、このような制限は外せないか。

→ 税を活用した森林整備は、全額公費で公益的機能の低下している荒廃森林を再生する事業であることから、整備後に森林以外の用途に転用されることなどによって、公益的機能が損なわれないよう、皆伐等の行為を一定期間制限している。

- ・収穫期を迎えた森林については、木材生産量の増大のために主伐すべきと考えるが。

→ 林齢は収穫期に達しているものの林業経営が成り立たず、循環利用が困難な荒廃森林については、間伐を行い針葉樹と広葉樹が混生する森林に誘導し公益的機能の維持・増進を図っている。

- ・一度間伐の事業を実施した箇所において、一定年数経過後に再度間伐の事業を実施できるようにしたらどうか。

→ 4期20年で19,000haの荒廃森林の解消を図る目標のもと事業を進めており、第3期計画においても、引き続き間伐を実施していく必要がある。  
なお、再間伐の必要性については、針広混交林への移行状況をモニタリングしているところであり、その結果を見る中で必要に応じ検討していく。

## その他

- ・基本施策として木質バイオマスの利用を促進することだが、用材が市場に出なくなるのではないか不安だ。

→ 木質バイオマスとして利用する木材は、基本的に用材として利用できない間伐材や末木・枝条等であり、第3期計画で実施する未利用材活用促進事業は、こうした未利用材の利用促進を図るためのものである。

- ・国の森林環境譲与税と県税事業を車の両輪として整備を進めていくことには賛成である一方、「甲斐の木づかい推進事業」、「森林体験活動支援事業」は市町村事業の対象となることから、第3期計画では市町村に委ねるとのことだが、市町村は職員も少なく体制不十分なので県の支援が必要だと思う。

→ 市町村が森林環境譲与税を十分活用し、森林整備をはじめ普及啓発や木材利用の促進など、必要な事業を進めていくことは極めて重要であることから、各林務環境事務所に配置している林業普及指導員により必要な支援を行っていく。

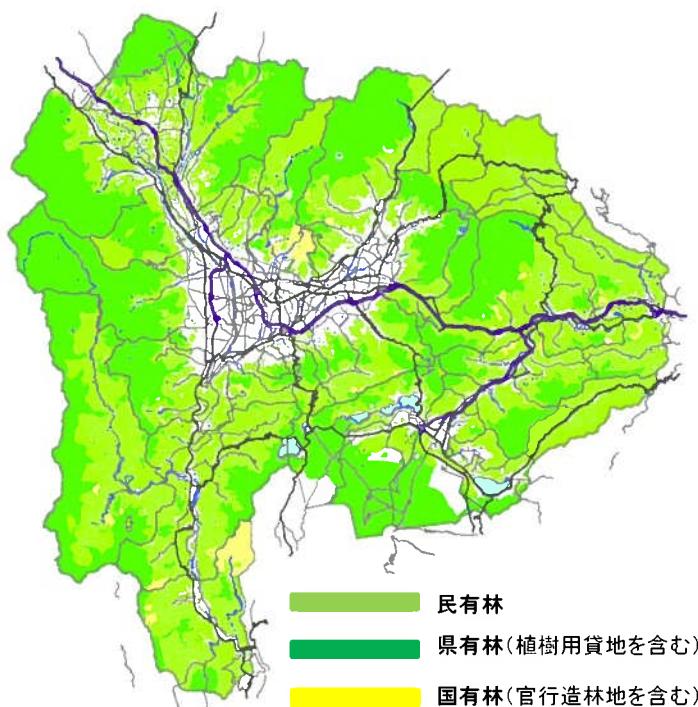
### 3 森林環境保全基金事業 第3期計画の内容について

#### 1 森林環境税導入の経緯

本県は、県土の約78%を森林が占める全国有数の森林県です。

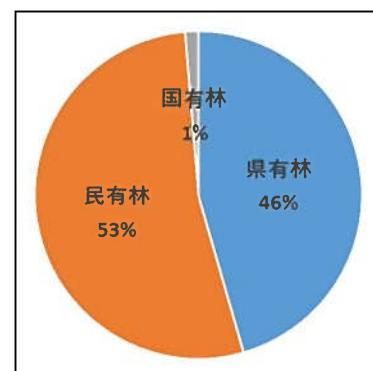
所有形態別では、国有林が4,642ha(1%)、県有林が158,233ha(46%)、民有林が184,622ha(53%)と、県内森林面積に県有林が占める割合が全国で最も高いことが本県の特徴となっていますが、これは、明治末期の大水害からの復興のため、明治44年に県内の入会御料地の全て(約164,000ha)が県に御下賜されたことによるものです。

【 山梨県森林位置図 】



【 所有形態別森林面積 】

区分	面積 (ha)
国有林	4,642
県有林	158,233
民有林	184,622
私有林等	123,484
会社有林	8,770
財産区有林	8,245
市町村有林	11,312
東京都有林	32,811
合計	347,498

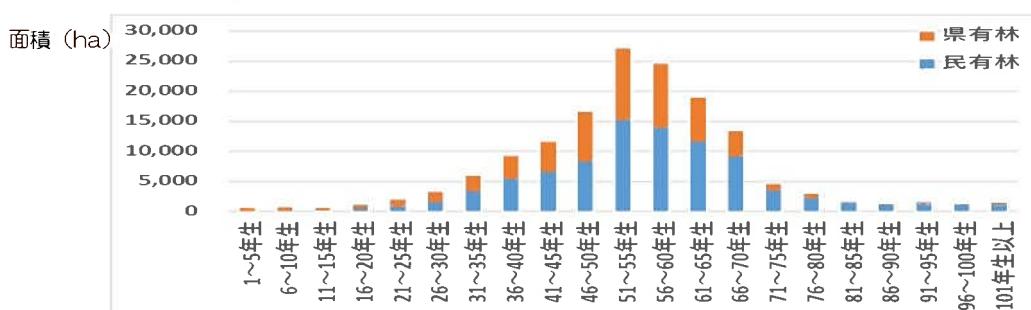


出典:山梨県林業統計書(令和2年3月31日現在)

また、人工林は植栽から36年以上経過している森林が全体の91%を占め、戦後や高度経済成長期に植えられたものを中心に本格的な利用期を迎えています。

【 人工林の齢級別面積 】

出典:山梨県林業統計書(令和2年3月31日現在)



森林は、洪水や土砂災害から県土を保全して県民の生命や財産を守るとともに、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど、私たちの暮らしと切り離すことができない極めて重要な機能を有しています。

このような森林の持つ公益的機能の恩恵は、全ての県民が享受しており、山梨の森林は、何ものにも代えがたい貴重な財産であり、将来にわたり良好な状態に維持する必要があります。

しかし、社会経済環境の変化に伴い、民有林の多くは手入れが行き届かないため、荒廃が進み、森林の持つ多様な公益的機能が十分に発揮できなくなる恐れが生じています。

こうしたことから、県民の暮らしを支えるかけがえのない山梨の森林を、健全な姿で未来に引き継いでいくため、平成21年、学識経験者や専門家等で構成する「環境と森づくりを考える税制懇話会」を設置し、荒廃が進んでいる民有林の整備に関して新たな費用負担原則のもとでの公的関与や県民等の参加のあり方について検討が行われました。その結果、豊かな環境を守り育していくためには、「多様な公益的機能を有する森林を守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、低炭素社会の実現に向けた総合的な取り組みを一層推進していく必要があり、こうした取り組みは、森林所有者や林業関係者など一部の人の自助努力のみに委ねるのではなく、これからは、県民全体で取り組んでいくことが重要である。」ことが報告書として取りまとめられました。

こうした報告書やアンケート調査結果、県内4地域で開催した意見交換会における県民の方々の意見や、県議会での議論等を踏まえ、県では「森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例」を制定し、平成24年4月から森林環境税を導入しました。



## 【参考】森林が有する多様な機能

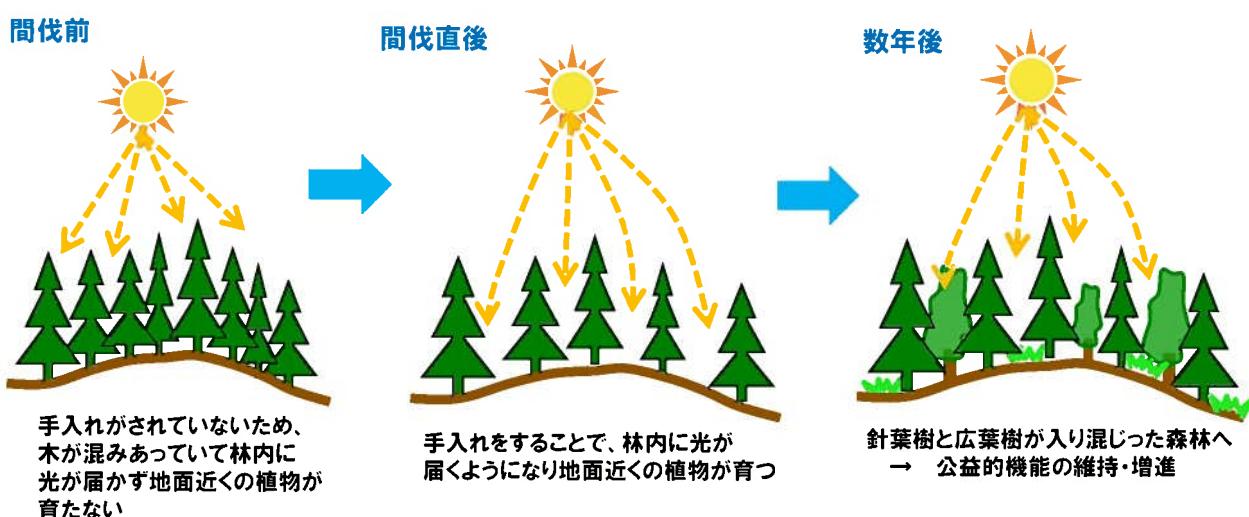
森林には、いろいろな働き（多面的機能）があり、私たちの生活に深く関わっています。

### ○主な機能



## 【参考】森林が持つ多面的な機能を発揮させるための荒廃森林の整備

木材価格の低迷や山村地域の過疎化・高齢化が進行したことにより、山梨の民有林の多くは手入れができずに荒廃していますが、間伐などの森林整備により、「元気な森林」がよみがえります。



## 2 森林環境税の収入状況等

### (1) 現在の税の仕組み

#### ア 課税方式

県民全体で支える「健全な山梨の森づくり」を進めるために必要な費用は、県民が等しく負担するという税導入の趣旨に基づき、既存の県民税均等割に上乗せする形で森林環境税を負担していただく『県民税均等割超過課税方式』を採用しています。

#### イ 対象者

(ア) 個人：県民税均等割を納めている方

①県内に住所のある個人

②県内に事務所や事業所又は家屋敷を持ち、その事務所などのある市町村内に住所がない個人

※ 次のいずれかに該当する方は課税されません。

①生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

②障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下だった人

③前年の合計所得金額が次の計算式以下の人

市町村の条例で定める額×(控除対象配偶者+扶養親族の数+1)+加算額(市町村の条例で定める額)

※③の加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族がある場合のみ適用

(イ) 法人：県民税均等割を納めている法人

①県内に事務所や事業所を有する法人

②県内に事務所や事業所はないが、寮、宿泊所、クラブ等を有する法人

③県内に事務所、事業所、寮などを有する法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めのあるもののうち、収益事業を行うもの（収益事業を行わないものは非課税）

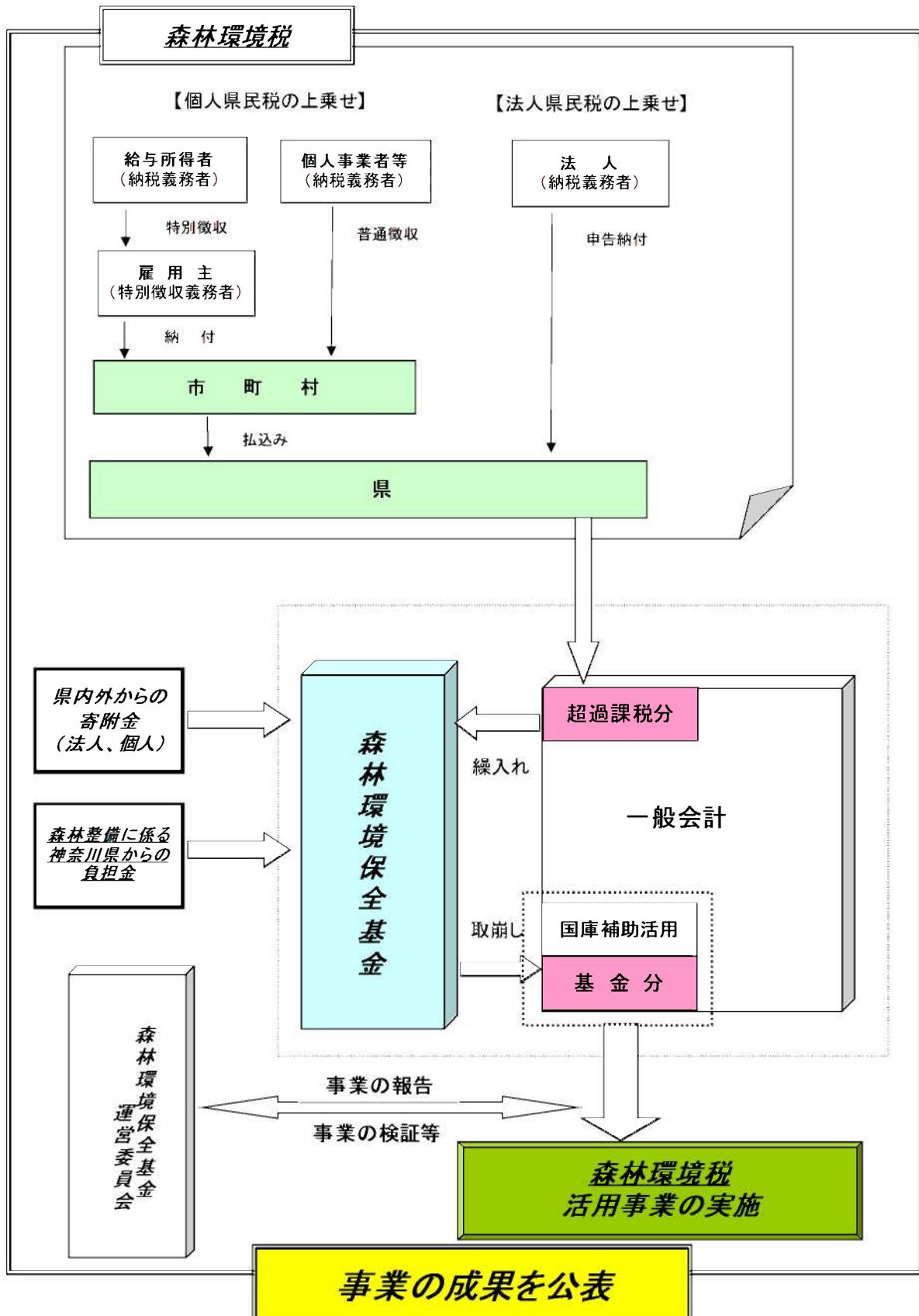
#### ウ 税率

(ア) 個人：年額500円

(イ) 法人：均等割額の5%相当額

資本金等の額	均等割額	5%相当額
50億円超	800,000円	40,000円
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円
1千万円以下等	20,000円	1,000円

## ○森林環境税の仕組み

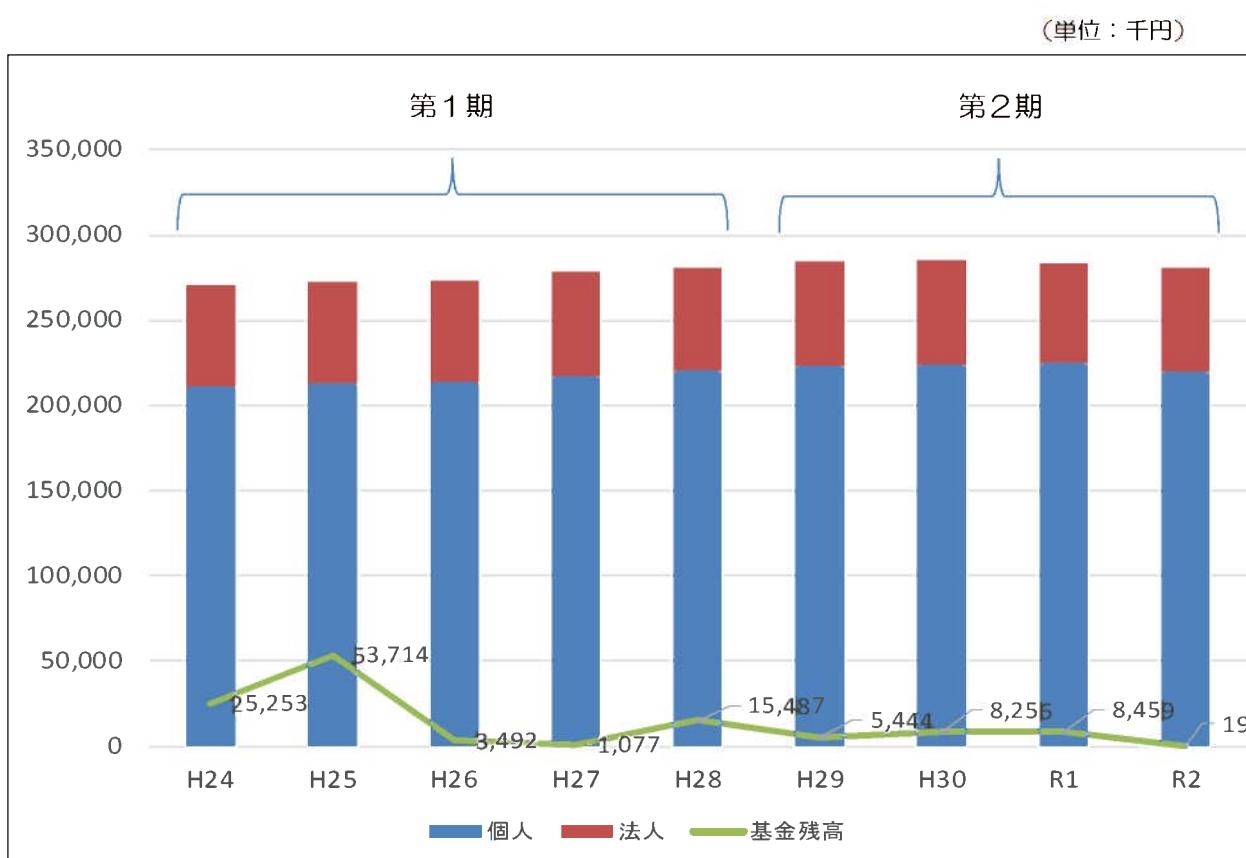


## (2) 税収の推移

第2期（H29～R3）の年間税収は概ね2億8千万円で推移しています。

（第1期（H24～H28）：2億6千万円～2億7千万円）

超過課税により得られた税収は、森林環境保全基金に積み立てて管理することにより、森林整備等の目的に使われる仕組みになっています。



年度	第1期					第2期					計
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度 (見込み)	
税収	個人	192,832	211,057	213,210	214,161	217,786	220,600	223,701	224,431	225,270	219,801
	法人	31,143	59,801	58,987	58,788	60,751	60,505	60,908	61,388	58,550	61,203
	計	223,975	270,858	272,197	272,952	278,537	281,105	284,612	285,819	283,820	281,007
神奈川負担金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000
合計	253,975	300,858	302,197	302,952	308,537	301,105	304,612	305,819	303,820	301,007	1,516,363
基金残高	19,203	25,253	53,714	3,492	1,077	15,487	5,444	8,256	8,459	19	—

### 3 森林環境税を活用した取り組み～第2期事業の検証～

県では、森林環境税を活用し、次の3つの基本施策に基づき事業を実施してきました。

- ① 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり
- ② 木材・木質バイオマスの利用促進
- ③ 社会全体で支える仕組み

森林環境税活用事業の事業費一覧

(単位：千円)

基本施策	第1期 実績	第2期 計画						計
		第2期 計画	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (実績)	R3年度 (見込)	
① 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり	2,465,461	2,439,850	477,032	451,888	348,768	447,236	800,725	2,525,649
② 木材・木質バイオマスの利用促進	14,017	14,000	3,425	3,318	3,305	3,400	1,500	14,948
③ 社会全体で支える仕組み	21,979	26,610	4,139	4,174	4,178	3,778	4,847	21,116
事業費 総計	2,501,457	2,480,460	484,596	459,380	356,251	454,414	807,072	2,561,713

※ 神奈川県との共同事業分を含む

#### (1) 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

##### ア 荒廃森林再生事業

###### 【事業内容】

- ・ 荒廃した人工林を間伐し、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に誘導しました。
- ・ 急傾斜地等で林内に放置することが適当でない箇所での伐倒木の集積を行いました。
- ・ 獣害の発生している地域では、残存木の保護対策を実施しました。
- ・ 間伐を実施するために必要な森林作業道開設、既設作業道等補修を行いました。
- ・ 利用可能な間伐材を搬出し、有効活用を図りました。

## 【実績】

- 第2期計画における実施面積の達成率は、計画の87%となる見通しです。

(単位：百万円、ha)

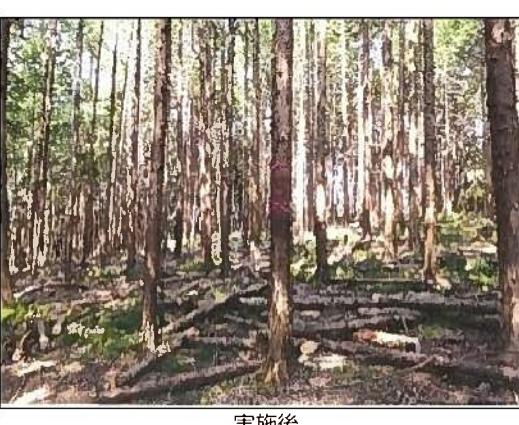
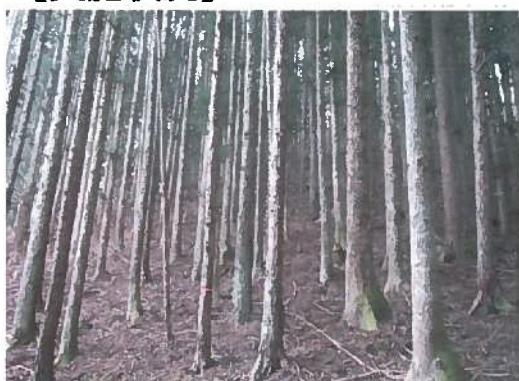
	第1期 実績	第2期						計
		計画	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (実績)	R3年度 (見込)	
事業費	1966.7	2,088.1 (87.4)	394.7 (20.0)	367.0 (19.6)	287.6 (18.1)	356.3 (17.9)	743.1 (16.7)	2148.7 (92.3)
実施面積	3911	3,850 (364)	770 (82)	619 (74)	380 (74)	468 (74)	1,127 (73)	3,364 (377)

※（ ）内は、共同事業による神奈川県負担分であり、内数

## 【効果】

- 間伐の実施前より多くの陽光が林床に届くようになり、下層植生の回復が進み針葉樹と広葉樹が混じり合った森林への推移が図られています。
- また、条件の良い箇所においては、伐った間伐木を搬出し、木材資源の有効活用を図っています。

## 【実施状況】



## イ 里山再生事業

### 【事業内容】

- ・ 長期間放置され、草木や竹の繁茂により荒廃した里山林において、不用木や侵入竹の除去・林内集積を行いました。

### 【実績】

- ・ 第2期計画における実施面積の達成率は、計画の109%となる見通しです。

(単位：百万円、ha)

	第1期 実績	第2期						計
		計画	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (実績)	R3年度 (見込)	
事業費	211.3	204.8	57.0	60.0	41.4	58.5	37.2	254.1
実施面積	503	500	100	124	91	149	80	544

### 【効果】

- ・ 不用木や侵入竹の除去・集積により、人と野生鳥獣との棲み分けや里山景観の保全等が図られました。

### 【実施状況】



実施前



実施後



実施前



実施後

## ウ 広葉樹の森づくり推進事業

### 【事業内容】

- 天然更新が困難など、伐採後に森林の状態に回復していない林地等において広葉樹を植栽しました。
- シカ等による苗木の食害を防止するための植栽木の保護を行いました。

### 【実績】

- 第2期計画における実施面積の達成率は、計画の98%となる見通しです

(単位：百万円、ha)

	第1期 実績	第2期						計
		計画	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (実績)	R3年度 (見込)	
事業費	287.5	147.0 (12.6)	25.3 (0)	24.9 (0.4)	19.7 (1.9)	32.5 (2.1)	20.4 (3.2)	122.8 (7.6)
実施面積	78	40 (5)	8 (0)	12 (1)	3 (1)	9 (1)	7 (2)	39 (5)

※ ( ) 内は、共同事業による神奈川県負担分であり、内数

### 【効果】

- 広葉樹の植栽により、森林への回復が進みました。また、鹿柵や食害防止ネットの設置により、植栽木がシカ等による食害から守られ、健全に生育していることが確認されました。

### 【実施状況】



実施前



伐採後に森林の状態に回復していない林地などにおいて広葉樹を植栽



鹿柵の設置



食害防止ネットの設置

## (2) 木材・木質バイオマスの利用促進

### 甲斐の木づかい推進事業

#### 【事業内容】

- 日常的に木に触れ、木の良さを知っていただくことにより県産材の利用促進を図るため、学校施設等に県産材を使用した学習用備品を導入するための経費を助成しました。

#### 【実績】

- 最終的な木製備品の導入数は、計画を上回る152%の進捗となる見通しです。

(単位：百万円、組)

	第1期 実績	第2期						計
		計画	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (実績)	R3年度 (見込)	
事業費	14.0	14.0	3.4	3.3	3.3	3.4	1.5	14.9
導入数	768	470	174	171	160	160	50	715

#### 【効果】

- 子ども達からは「木材のもつ温かみが感じられる」といった感想が、また保護者からは「木の香りや木に触れることで感性が豊かになる」といった感想が寄せられるなど、木の良さを実感する機会を提供することにより、木製品を利用する意識が醸成されました。
- 公共性の高い学校施設への机・椅子などの木製品の導入は、県産材木製品の大きなPRになっています。

#### 【実施状況】



### (3) 社会全体で支える仕組み

#### ア 県民参加の森林づくり推進事業

地球温暖化防止、水源かん養など森林の持つ様々な機能を多くの県民に理解していただき、県民参加の森づくりを進めるため、以下の普及啓発事業を実施しました。

##### (ア) 森林整備現場見学会の開催

森林環境税がどのように利用されているのか、県民の皆さんに実感していただく機会として森林整備現場見学会を開催しました。



施業地内で説明



伐採作業のデモンストレーション

##### (イ) PR看板の設置

施業を完了した箇所のうち、展示効果の高い箇所にPR看板を設置（箇所数5～12箇所/年度）し、事業の効果をアピールしました。



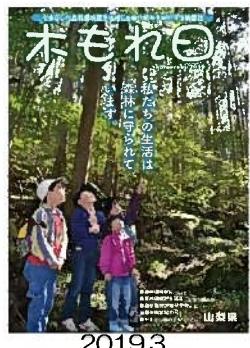
PR看板の設置



PR看板の設置

##### (ウ) 森林環境税を活用した事業に係る情報誌の発行

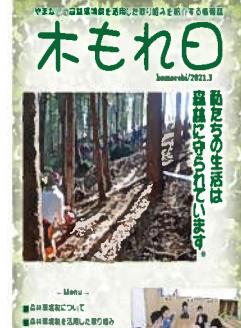
森林環境税を活用した取り組みを紹介する情報誌「木もれ日」を毎年発行（2万部）し、市町村役場や学校、金融機関、コンビニエンスストア等に配置するとともに、県のホームページで公表しています。



2019.3



2020.3



2021.3

## (工)木質バイオマス普及啓発イベントの開催

木質バイオマスの利用促進を図るため、家庭用木質バイオマス設備の展示・説明会等を実施しました。



## イ 森林体験活動支援事業

### 【事業内容】

- 子どもたちが、森林の中で様々な体験活動を行い、森づくりの重要性や必要性を学ぶことで、将来にわたり森林を守っていく心を育むことを目的に、教育機関等が学校林や森林公園等で森林環境教育の一環として行う森林体験活動に対し、助成しました。

### 【実績】

- 最終的な実施機関の数は、計画の99%となる見通しです。

(単位：百万円、機関)

	第1期 実績	第2期						計
		計画	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (実績)	R3年度 (見込)	
事業費	9.7	10.5	2.0	2.0	2.0	1.5	2.2	9.7
実施機関	68	70	11	14	12	14	18	69

### 【効果】

- 参加した小学生からは、「自然に対する興味や関心が湧き、森林を守る大切さを学んだ」といった感想が寄せられるなど、様々な体験活動を通じて、森林と人々の生活や環境との関係について理解を深める森林環境教育の実施へとつながっています。

### 【実施状況】



## ウ 森林環境保全基金運営協議会開催費

### (ア)森林環境保全基金運営協議会の開催

事業の効果の検証等に広く県民の意見を反映させるため、山梨県森林環境保全基金運営協議会を設置しました。



基金運営協議会の開催

### (イ)事業効果検証モニタリング調査

森林環境税を活用した森林整備事業の実施により、どのような効果が現れたのかを検証するために、モニタリング調査を実施しました。

○光環境調査：間伐により林内に入る光がどれだけ増えるかを調査



○植栽木調査：調査区内の植栽木の樹高、根元径を測定し、経年変化を調査



○土壤移動量調査：土砂流出量の経年変化を調査



○植生・更新調査：間伐により地面近くの植物量がどれだけ増えるかを調査



## 4 森林環境税に関するアンケート調査

県民の森林や森林環境税に対する基本的な認識や考え方を把握し、森林環境税を活用した事業等の見直しの参考とすることを目的に、県民・企業を対象とした森林環境税に関するアンケート調査を実施しました。

※ 調査対象者

① 県民 2,012 人（住民基本台帳から無作為抽出）

② 企業 410 社（県内に事業所がある企業から無作為抽出）

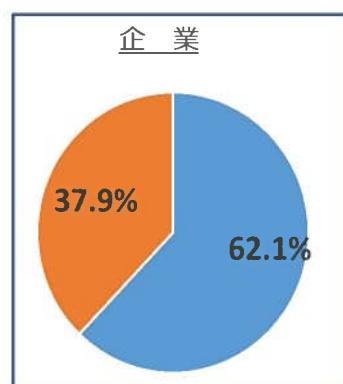
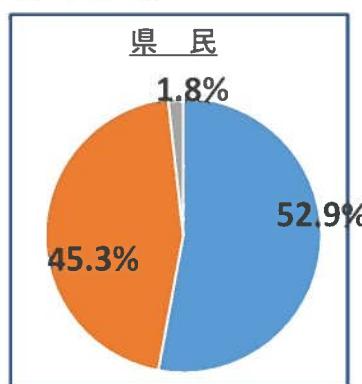
### 【 調査結果の概要 】

- 森林が様々な公益的機能を果たしていることについて、県民、企業ともほぼ全員が「かなり知っていた」「一部でも知っていた」と回答しました。

また、山梨県の民有林の多くが荒廃し、森林の多面的な機能等に支障が生じていることを「知っていた」「聞いたことはある」と回答した方が、県民、企業とも約7割にのぼり、県民の森林への関心の高さがわかります。

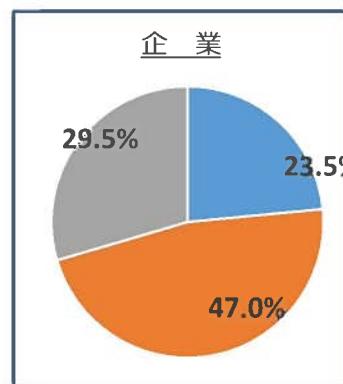
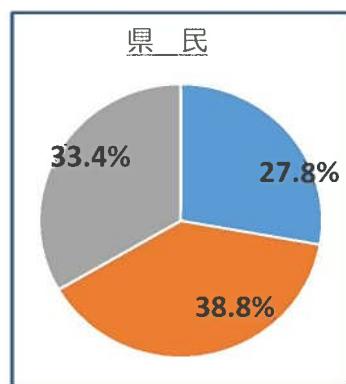
#### 森林が果たす役割

- 森林が果たす役割の内容をかなり知っていた
- 森林が果たす役割の内容を一部でも知っていた
- 森林の果たす役割を全く知らなかった



#### 荒廃森林の存在

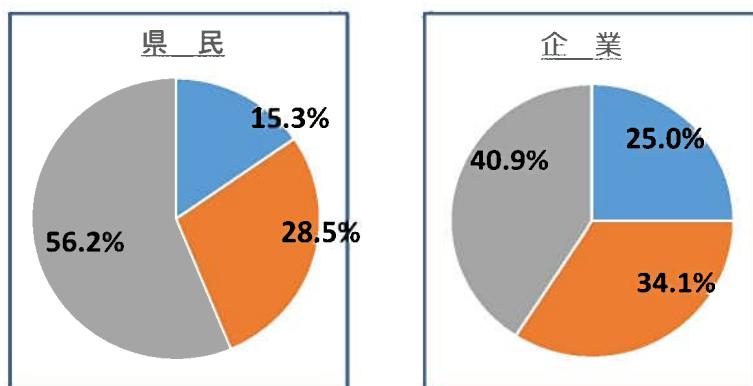
- 知っていた
- 聞いたことはある
- 全く知らなかった



- 森林環境税について、県民で約6割、企業で約4割が「全く知らなかった」と回答するなど、県民全体に認知されていない状況にあるものの、森林環境税による森林整備などの取り組みについて、県民、企業ともに8割が「必要である」と回答され、事業の必要性について概ね県民の理解は得られていると推測されます。

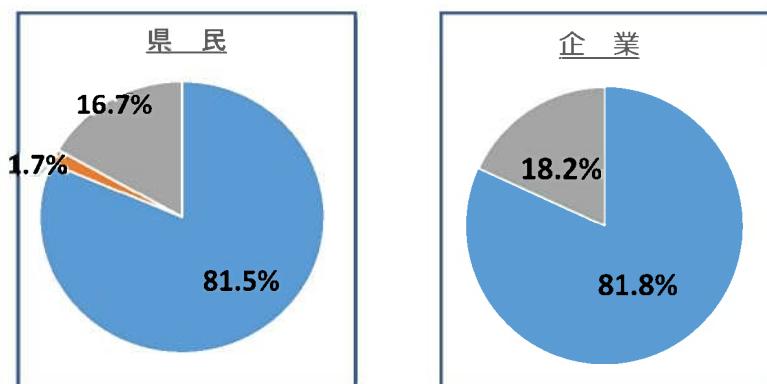
#### 県税の認知度

- 知っていた
- 聞いたことはある
- 全く知らなかった



#### 事業の継続

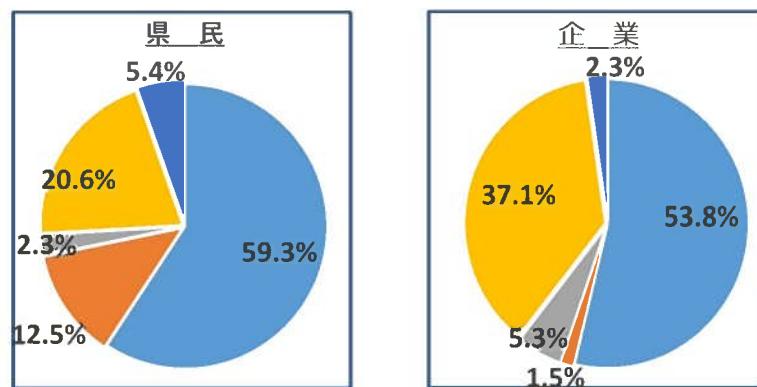
- 必要である
- 必要でない
- わからない



- 森林環境税の制度を継続する場合、どの程度の負担が適当かとの問い合わせに対し、県民で約6割、企業で約5割が「現行を維持すべき」と回答しました。

#### 負担額

- 現行（500円）を維持すべきである
- 金額を引き上げるべきである
- 金額を引き下げるべきである
- わからない
- その他



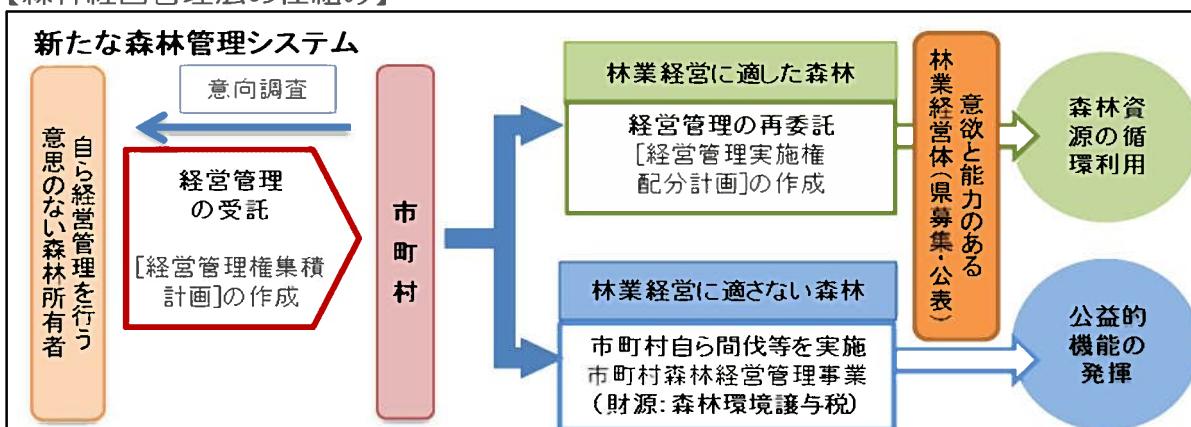
## 5 森林・林業を取り巻く情勢の変化

### (1) 森林経営管理法の施行

平成31年4月に施行された森林経営管理法により、市町村は、経営管理されていない民有林の経営管理権を取得し、このうち林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に再委託し、林業経営に適さない森林については森林環境譲与税を活用して自ら間伐等の森林整備を実施することとなりました。

なお、森林経営管理法の施行に合わせ、令和元年度から市町村及び都道府県に森林環境譲与税の譲与が開始されました。

#### 【森林経営管理法の仕組み】



#### 【森林環境譲与税】

- 森林経営管理制度の施行に合わせ、令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始  
・譲与先：市町村及び都道府県  
・用途：  
（市町村） 森林の整備及び、人材の育成確保・普及啓発・木材利用の促進など森林の整備の促進に関する施策  
（都道府県） 市町村が実施する施策の支援及びその円滑な実施のための施策

### (2) 2050年カーボンニュートラル宣言

令和2年10月、国では2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、これに併せ令和3年10月には地球温暖化対策計画を改正しました。

こうしたことを背景に、木質バイオマス資源の活用や森林吸収源対策としての間伐・再造林の重要性が増大しています。

## 6 制度の継続についての考え方

次の(1)～(3)を踏まえ、公益的機能を有する森林を、世代を超えて、県民全体で守り育てていくため、森林環境税の制度を継続する必要があると判断しました。

### (1) 第2期事業の成果

県では、平成24年度から10年間にわたり「多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり」「木材・木質バイオマスの利用促進」「社会全体で支える仕組み」の3つの基本施策に基づく事業を展開してきました。

その結果、荒廃森林の整備や、県産材の利用促進、地域の方々が実施する森林体験活動など、「健全な山梨の森づくり」に向けた一定の成果を上げてきました。

### (2) 本県の民有林の状況

本県の民有林の一部は、間伐等の整備に係る費用を林業経営で賄うことが困難な状況にあることから、県では、その解消を積極的に支援してきたところであり、森林環境税導入後の10年間で、約7,300haの荒廃森林を整備しましたが、依然として多くの荒廃した民有林が存在しています。

大型台風や集中豪雨が増加傾向にある中において、荒廃森林の早期解消は土砂災害の未然防止や地球温暖化防止の観点から、強く求められます。

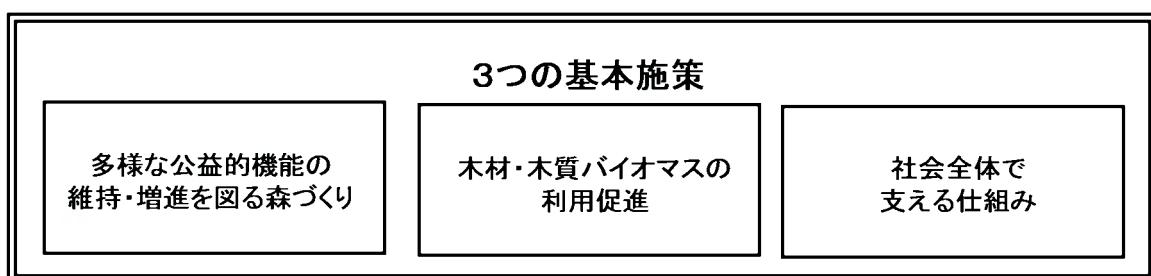
### (3) 県民の意見

森林環境税に関するアンケート調査の結果、県民の森林への関心の高さが伺える結果となりました。また、森林環境税については、県民全体に認知されていない状況にあるものの、森林環境税による森林整備などの取り組みの必要性について、概ね県民の理解が得られていると推測される結果でした。

## 7 第3期計画策定に当たっての考え方

### (1) 森林環境税を活用した事業の方向性

県ではこれまで、「多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり」「木材・木質バイオマスの利用促進」「社会全体で支える仕組み」の3つの基本施策に基づき事業を行ってきましたが、2期10年間の取り組みにより、一定の成果を上げられたことを踏まえ、引き続き第3期計画においても、この3つの基本施策に基づき事業を実施します。



事業の内容については、これまでの取り組み状況、森林等を取り巻く情勢の変化を踏まえ、次のとおり見直します。

- ・荒廃森林の解消については、県税事業と併せ、国の森林環境譲与税を活用した市町村による森林整備を車の両輪として推進することとします。
- ・甲斐の木づかい推進事業及び森林体験活動支援事業については、森林環境税を用いた市町村事業の対象となることから、市町村と連携を図ることとします。
- ・木質バイオマスの利活用については、脱炭素社会の実現に向け、普及啓発イベントを一步進めた取り組みを行うこととします。

### (2) 課税のあり方

本県では、第1期及び第2期の計画期間中の課税方式として、「県民税均等割超過課税方式」を採用し、税率は個人が年額500円、法人が均等割額の5%相当額を採用してきました。

第3期計画期間中の課税方式、税率を検討するに当たって、次の3つの点を踏まえ、第3期計画期間中の課税方式、税率ともに現行を維持することとします。

#### ① 安定的な財源の確保

林業を取り巻く状況が依然として厳しい中にあって、森林の持つ公益的機能を維持・増進するためには、今後も引き続き荒廃森林再生事業などを実施していく必要があります。こうした事業を確実に実施していくためには、安定的な財源を確保する必要があります。

#### ② 県民の広く公平な税負担

本県の貴重な財産である森林が有する公益的な機能の恩恵は、全ての県民が享受しています。また、本県の森林環境税の制度につきましては、県民全体で支える「健全な山梨の森づくり」を進めるために導入されたものであり、必要な費用については、県民に等しく費用負担を求めることが適当であると考えられます。

#### ③ 森林環境税に関するアンケート調査結果

県民、企業を対象とした森林環境税に関するアンケート調査結果によると、制度を継続する場合、どの程度の負担が適当と思うかとの問い合わせに対し、「税額は現状を維持すべき」との回答が県民、企業ともに過半数を占めました。

### (3) 税収の管理

森林環境税の収入と使途の関係を明確にするため、税収は今後も森林環境保全基金に積み立て、適切に管理していきます。

### (4) 計画の見直しの時期等

計画の見直し時期については、引き続き、第3期計画開始後、5年を目途として事業を実施した効果や森林を取り巻く状況等を見極めた上で、制度の点検・見直しを実施します。

## 8 第3期計画で取り組む事業

### (1) 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

税事業の柱として引き続き推進していきます。

#### ① 荒廃森林再生事業

- ・荒廃した人工林を間伐し、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に誘導します。
- ・林内に放置することが適当でない箇所での伐倒木の集積を行います。
- ・搬出可能な間伐木を有効活用します。
- ・獣害発生地域における残存木の保護対策を実施します。
- ・間伐を実施するために必要な森林作業道開設や、既設作業道等の補修を行います。

※荒廃森林の解消に向け、第2期を上回る事業費を充当することとします。

#### ② 里山再生事業

- ・長期間放置され、草木や竹の繁茂により荒廃した里山林における不用木や侵入竹の除去・林内集積を実施します。

※第2期計画並の面積を確保することとします。

#### ③ 広葉樹の森づくり推進事業

- ・天然更新が困難など、伐採後に森林の状態に回復していない林地において公益的機能の發揮を図るため、広葉樹植栽を実施します。
- ・シカ等による苗木の食害を防止するための植栽木保護を行います。

※再造林が進んでいることを考慮し、計画量を設定することとします。

## ■ 森林所有者の行為の制限等

県民全体で取り組む「健全な山梨の森づくり」を推進するに当たっては、県民の負担に見合った森林の公益的機能の発揮を担保する必要があります。

このため、森林所有者、森林組合等林業事業体及び県の3者による協定により、森林の皆伐や転用等に関する所有者の行為を一定期間制限することとします。

### (荒廃森林再生事業を行う場合)

- ・20年間の皆伐及び下層木の伐採等表土を流出させるおそれのある行為の禁止
- ・30年間の林地の転用の禁止

### (里山再生事業を行う場合)

- ・20年間の針葉樹の植栽等による用材生産を目的とした人工林への転用の禁止
- ・30年間の林地の転用の禁止

### (広葉樹の森づくり推進事業を行う場合)

- ・30年間の皆伐及び下層木の伐採等表土を流出させるおそれのある行為（保育以外）の禁止
- ・40年間の林地の転用の禁止

### (共通事項・その他)

- ・協定違反があった場合等には、補助金相当額の返還を義務づけ
- ・搬出間伐を行う場合、収益見込額は予め補助金額から控除など

## ④ 神奈川県との共同事業

- ・神奈川県民の重要な水源となっている桂川・相模川流域において行ってきた森林整備を引き続き実施します。
- ・共同事業の経費のうち、森林整備に係る費用については、引き続き森林環境保全基金に積み立て、管理することとします。

## (2) 木材・木質バイオマスの利用促進

森林資源の有効利用を推進します。

### 未利用材活用促進事業

- 林地内に残されている未利用材（伐採時などに発生する末木枝条、ナラ枯れ被害木など）の運搬経費を助成し、バイオマス資源としての利用を促進します。

※カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取り組みとして、新たな事業を実施します。

## (3) 社会全体で支える仕組み

県民参加の森づくりを進めるための普及啓発事業等を実施します。

### ① 県民参加の森林づくり推進事業

- 森林整備現場見学会を開催します。
- 森林整備を実施した箇所にPR看板を設置します。
- 森林環境税を活用した事業に係る情報誌を発行し、市町村役場・病院等への配置及び県HPへの掲載を行うとともに、新たに自治会回覧を実施します。
- 間伐等の実施状況や森林整備現場見学会の様子を撮影し、ユーチューブ等の動画共有サービスを利用した情報発信を行います。

※森林環境税について一層の周知を図るためPR経費を増額することとします。

### ② 森林環境保全基金運営協議会開催費

- 事業の効果の検証等に広く県民の意見を反映させるため、山梨県森林環境保全基金運営協議会を開催します。
- 事業効果を検証するためのモニタリング調査を継続します。

## (未定稿)

### ■ 森林環境保全基金事業(R4年度～R8年度 5か年計画)の概要

施 繁	事 業 内 容	補助率 10／10	総事業費 (千円)	国費等(千円)	森林環境税 (千円)	備 考
多様な公益的機能の維持・増進を図る森林づくり	(1)荒廃森林再生事業 内 容 ①間伐【継続】 伐 間伐 + 林内集積【継続】 伐 小計	対象 (ha) 3.218ha 242ha 3.460ha	標準単価(千円) 565 704 3.460ha	備 考		○荒廃した民有林3,460haを対象 692ha × 5年 = 3,460ha ・実施主体: 森林組合等 ・事業実施に当たっては、協定を締結
荒廃森林の再生(針広混交林化)	森林作業道(開設)【継続】 森林作業道(維持補修)【継続】 森林作業道(維持補修)【継続】	80,000m 5,000m	3 1		2,261,306 ※うち神奈川県 負担分 270ha 95,915千円	1,214,014
里山林の再生	(2)里山再生事業 内 容 除伐等【継続】 侵入竹の除去【継続】			216,945 500ha	70,222 100ha × 5年 = 500ha	○農地や人家、道路等に近接している特に緊急 に整備が必要な里山林500haを対象 ・実施主体: 森林組合等 ・事業実施に当たっては、協定を締結
広葉樹の森づくり	(3)広葉樹の森づくり推進事業 内 容 広葉樹植栽(民有林)【継続】 30ha	対象 (ha) 490ha 10ha	標準単価(千円) 409 1,663	備 考		○天然更新が困難など、伐採後に森林の状態 に回復していない林地30haを対象 6ha × 5年 = 30ha ・実施主体: 森林組合等 ・事業実施に当たっては、協定を締結
小計	(4)未利用材活用促進事業 内 容 未利用材の活用を図るために運搬経費を助成【新規】			102,860 ※うち神奈川県 負担分 3ha 4,085千円	44,932 5,928	2,581,111 1,175,442 1,405,669 ○脱炭素社会の実現に向け、伐採時などに発生 する未木枝条、ナラ枯れ板等木等の活用促進 3,700m <sup>3</sup> × 1,500円/m <sup>3</sup> = 5,000千円 × 5年 ○実施主体: 森林組合等
本県・県産材の利用促進	小計				25,000	25,000 ○森林整備現場見学会の開催 12,000 ○情報誌を発行(47,000部)し、市町村役場・病 院等への配置を行うとともに、新たに自治会回 観を実施 ○事業の取組をPRする動画をYouTube等で発信 ○事業効果の検証等に広く県民の意見を反映さ せるための説明会の開催 ○事業効果を検証するためのモニタリング調査
社会 全 体 で 支 え る 仕 組 み	(5)県民参加の森林づくり推進事業費 内 容 制度の周知、取り組む事業等の広報【拡光】	対象 (m) 18,500m	標準単価(千円) 1.5	備 考	1式 12,000	25,000 14,000 2,620,111 524,022 14,000 1,175,442 235,088 1,444,669 285,934
県民参画の 仕組み	(6)森林環境保全基金運営協議会開催費 内 容 森林環境保全基金運営協議会の開催【継続】 事業効果検証モニタリング調査【継続】	対象 1式	標準(千円) 12,000	備 考	1式 2,000 —	2,000 ○森林環境保全基金運営協議会開催費 12,000 ○情報誌を発行(47,000部)し、市町村役場・病 院等への配置を行うとともに、新たに自治会回 観を実施 ○事業の取組をPRする動画をYouTube等で発信 ○事業効果の検証等に広く県民の意見を反映さ せるための説明会の開催 ○事業効果を検証するためのモニタリング調査
小計						
合計						
年間						